

【震災編】



第 1 部



総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三鷹市防災会議が策定する計画である。

市、都、防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、市の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2. 計画の前提

この計画は、「首都直下地震等における東京の被害想定」のうち多摩直下地震マグニチュード（以下「M」という。）7.3のケースを基本とするとともに、過去の震災の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映し策定した。

三鷹市では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく国土強靱化地域計画（第13条）に該当する「三鷹市防災都市づくり方針」を策定し、防災都市づくりのイメージを共有し、何を優先しながら事業を進めていくかの共通認識を持ち、市民、事業者及び行政が同じ目標に向かって取り組んでいくことにより、防災施策の一層の推進を図り、災害から市民の命と暮らしを守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現することとしており、同方針との整合を図った計画となっている。

また、防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人など（以下「要配慮者」という。）に対しては、きめ細かい配慮が必要であることから、要配慮者の視点に立った対策となるよう計画を策定した。

第2節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	首都直下地震等の被害想定等
第2部 施策ごとの具体的計画 （予防・応急・復旧計画）	市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
付編	

第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第4節 計画の改定(修正)

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定(修正)する。したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)までに計画改定(修正)案を市防災会議(事務局)に提出するものとする。

第2章 三鷹市の現状と被害想定

第1節 三鷹市の現状

1. 地勢

1 位置	
------	--

三鷹市は、東京都の西方、都心より 17.5km にあって、東経 139 度 31 分 27 秒～139 度 35 分 39 秒、北緯 35 度 39 分 37 秒～35 度 42 分 25 秒の武蔵野台地上に位置している。

2 周囲	
------	--

三鷹市は、東は杉並区及び世田谷区、西は小金井市、南は調布市、北は武蔵野市と接している。

3 面積	
------	--

三鷹市の総面積は 16.42 km²で、全市域が市街化区域に指定されている。

4 地形	
------	--

三鷹市の地形は、東西延長 6.35km、南北延長 5.24km で西南に一段低い段丘を有し、標高約 34m～約 65m のおおむね西高東低の平坦地である。地質は、関東ローム層のなかでも上部の立川ローム層と武蔵野ローム層と呼ばれる洪積火山灰により形成されている。西南部には野川の侵食谷が 10m 以内の急崖で調布市との境を形成しており、この段丘崖は東南に行くにつれて高度差を縮め、世田谷区鎌田で支谷、仙川が合流する。同じ侵食谷でも、市の東北部にあたる「井の頭池」は海拔 50m に湧水源があり、この湧水源は、かつては崖下の数箇所から出ており、水量多く幾つかの湧水池が連合して池を形成した。市の南部にある高度 50m 内外の段丘の低下する斜面では、4 箇所で浅い谷地形が発達している。そして、これらの谷頭を辿ると必ず湧水があってそこに礫層を見出すのである。これが武蔵野段丘と下位の立川段丘の大体境界にあたっている。この礫層は、かつての扇状地における多摩川の氾濫原の川筋を示す乱流の跡と見られている。

四つの浅い支谷として、その一つに大沢の天文台の東にあたって羽沢の小谷がある。次に、都立神代植物公園の東にあたる諏訪久保（調布市域内）には野ヶ谷の湧水があり、ここに端を発する小谷（市内では中原一、二、四丁目を通過）は、大沢と中仙川の台地にはさまれた窪地である。第三には、仙川であって、野川の東より合流する支谷としては大きいもののひとつである。その北端の谷頭を探すと丸池の名称をもつ湧水池があり、やや下がって谷地形は蛇行して島屋敷の分離丘陵（新川団地一帯）となっている。この谷頭を北に窪地を辿っていくと下連雀の低地形に出て、さらに、この先の地形は下連雀から上連雀を斜行して武蔵境の北に出ており、この傾向から三鷹市域の中心部を西北から東西に斜行するひとつの河川域がこの台地の下にかくされているのではないかとこの想定が考えられる。第四の谷は、牟礼の高山を谷頭とする山谷の谷地形である。

5 地下地質	
--------	--

三鷹市域での地盤は、下位より第三紀層、下部東京層、武蔵野礫層、関東ローム層そして沖積層で構成されていると考えられており、各層の特徴は次のとおりである。

（1）第三紀層（上総層群又は三浦層群とも呼ばれている。）

武蔵野台地の基盤となっている上総層群は、主にち密な青灰色凝灰質砂質泥岩と細粒砂より成り、堅い地盤である。この層の厚さは、合計で 1,000m に近いとみられ、その大部分は砂岩、微粒砂岩、

凝灰岩、泥岩、砂泥岩、礫岩などからなっており、内海性の海の堆積物であると考えられている。

(2) 洪積層

第三紀層を被っている洪積層は、全体的にみるとしまった砂、砂礫、やや固い粘土の互層より成っている。第三紀層を直接被う下部東京層などの地層群は砂礫、砂、粘土の各層がくり返し、武蔵野台地中央部での層の厚さは百～百数十mに及び、三鷹市域では北東部で砂礫がちで他は泥がちの地層となっている。

関東ローム層下の武蔵野砂礫層の厚さは、武蔵野台地の大半の地域で5～15mの範囲にあり、多摩川に近い立川面の立川礫層より薄い。

また、この礫層は、武蔵野台地における自由地下水の主要帯水層であり、ローム層が堆積する前に多摩川によって運ばれたものと考えられている。

関東ローム層は、いわゆる赤土とも呼ばれ、関東諸台地に分布する1～10万年前に降り積もった火山灰のなかば分解したものである。市内の武蔵野面では、武蔵野礫層を被ってほぼ全域に分布し、厚さ4～10mで、上位の褐色ローム層と下位のローム質粘土層から成る。

これらのローム層は、三鷹市域内の80%強の面積を占めており、地盤の主要構成層となっている。

(3) 沖積層

沖積層の厚さに応じて地盤振動が大きくなるといわれている。

三鷹付近の沖積層には、河谷低地に分布するものと台地面を被って分布する黒色腐植土層とがあり、さらに造成地などの盛土も広義の沖積層に含まれる。さらに宅地造成などの土木工事に伴い、一部の地域では人工的に地盤の改変が行われているが、これらのうち窪地や傾斜地等の盛土地は、雨水の排水対策上つくられているもので、地盤の強度補強という点では、ほとんど意味がないもので、総じて軟弱な地盤と考えられる。

2. 人口及び住環境等の概況

1 人口	
------	--

(1) 人口特性

三鷹市の人口は、令和3年1月1日現在190,126人であり、昭和50年代に16万人規模に定着する時期に入ったが、平成10年ごろから再び増加の傾向を示している。

また、65歳以上のいわゆる高齢者人口は年々増えつつあり、現在では全人口の約21.8%に至っており、こうした数値はいわゆる要配慮者対策上無視できないものといえる。

(2) 人口密度

人口を1㎢あたりの人口密度としてみると、全市平均で約11,300人/㎢の水準となるが、町丁目単位では、20,000人/㎢を超える地区から5,000人/㎢未満の地区まで、かなりのばらつきがみられる。具体的には、下連雀、上連雀など市の中央部は人口密度が高く、大沢、北野、新川など市域の周辺部は人口密度の低い地域が多くなっている。

2 住環境等	
--------	--

(1) 用途地域等の地域地区の指定

三鷹市の全域は、都市計画法に基づく市街化区域に指定されている。この指定の下に土地をその利用目的によって区分し、建築物などに必要な制限を課すことで土地の合理的な利用を図る用途地域、

高度地区、防火・準防火地域等の地域地区の指定を行っている。

(2) 緑地等オープンスペースの現況

人口密度の集中の度合とは反対に、災害時には防災空間ともなる、緑地等のオープンスペースの配置は、市域の周辺部において高く、中央部ではかなり低い水準となっている。

平成30年では、樹林地、草地、農耕地等、緑に覆われた土地の割合は、三鷹市全域では約32.5%であり、今後はこの緑被率を維持することが目標となる。

(3) 建築物等の不燃化状況

三鷹市は、戦後になって住宅都市として急激に開発が進んだが、それらの木造住宅（賃貸住宅も含む。）の老朽化や当時整備された細街路が残されている地区を中心に、火災の延焼危険度の高い地域が存在している。各種調査によって、三鷹市が比較的火災危険度が高い地域としてしばしば指摘されるのは、こうしたまちづくりにおける歴史的な背景がある。

建築物の不燃化率（床面積率）は、中高層建築物の増加により50%を越えているものの、一方では開発行為による木造住宅も増加していることから、近年は微増にとどまっている。

第2節 被害想定

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに地域危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。

このため、都防災会議は、平成3年9月に関東地震の再来を想定した「東京における地震被害の想定に関する調査研究」を、また平成9年8月には、中央防災会議である程度の切迫性が指摘されている直下地震を想定した「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表してきた。

その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に都防災会議で決定した。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であり、都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、東京都防災会議地震部会において検討を行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、公表した。

1. 被害想定的前提条件

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。

このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

都において想定する条件は、次のとおりである。

1 被害想定の特徴	
-----------	--

(1) 東日本大震災を踏まえ、現行の被害想定を見直し

ア 客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し（地震モデル、火災の想定手法の改良）

イ フィリピン海プレート上面の深度が従来の想定より浅いという最新の知見を反映

ウ 津波による被害想定を実施

(2) 想定結果の特徴

- ア 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲
イ 東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大 T.P. 2.61m（品川区）
※地盤沈下を含む。（T.P.=東京湾平均海面）
ウ 東京湾北部地震の死者が最大で約9,700人

2 前提条件	
--------	--

(1) 想定地震（都地域防災計画より）

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

(2) 気象条件等（都地域防災計画より）

季節・時刻・風速	想定される被害
シーン① 冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	○兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
シーン② 冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。
シーン③ 冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

2. 想定手法

1 想定手法の流れ	
-----------	--

過去の地震被害のデータに基づき、被害項目ごとに被害の原因と結果の関係を分析し、被害推計式を作成する。

次に、地域の特性を詳細に分析するために、都内を 250m×250mメッシュに区分し（東京都全体で約 28,000 メッシュ）、各項目につきその地域データを被害推計式に投入して、メッシュごとの被害量を算出する。

2 想定項目の被害の推計の流れ

地域状況をメッシュごとに調査分類した後、それぞれに想定地震のゆれを加え、地盤のゆれやそれに伴う液状化を推計する。

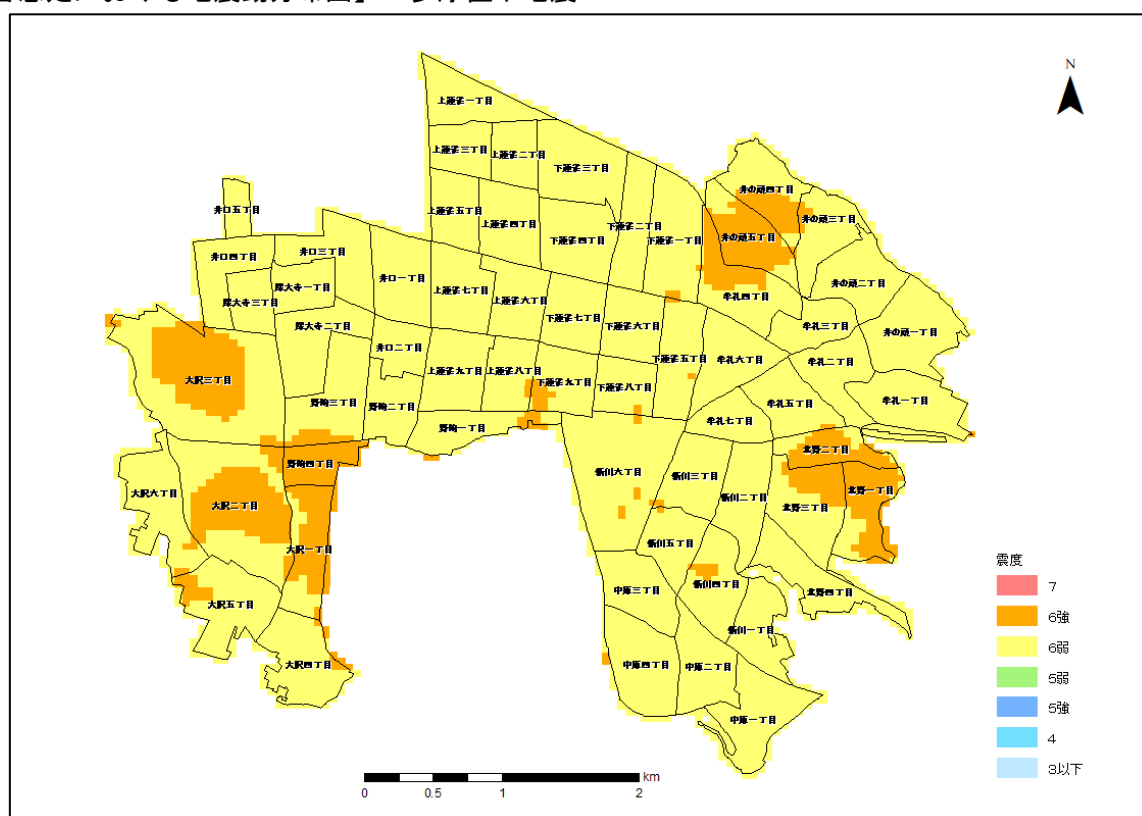
次に、ゆれによる被害と液状化による被害に分けて、建物被害、火災被害、ライフライン被害、交通被害等を推計する。

さらに、建物被害、火災被害、交通被害等から死傷者数等を推計し、建物被害及び上水道被害等からは避難者数を推計する。

3. 本市の被害の概要

- 1 多摩直下及び東京湾北部地震では、市内の一部で最大震度6強が予想される。
- 2 建物被害のうち全壊、半壊する建物の原因は、各地震ともゆれによる原因が大部分を占める。
- 3 急傾斜地崩壊による被害のほか、液状化による被害も若干ではあるが認められる。
- 4 火災における住宅の焼失被害も大きく、特に多摩直下地震M7.3では800棟以上が焼失する。
- 5 死者・負傷者の原因は、ゆれやゆれに伴う建物被害で特に多く、また屋内収容物・ブロック塀・火災による被害も発生すると想定されている。
- 6 ライフラインの被害は、電力で最大7%弱の停電率、固定電話の不通率が最大2%程度、上水道断水率が最大40%程度、下水道管さよ被害率が平均17%程度、生じることが予想されている。

【被害想定における地震動分布図】 多摩直下地震 M7.3



【三鷹市の被害想定結果】

地震の種類 マグニチュード				東京湾北部		多摩直下		元禄型関東		立川断層帯	
風速				M7.3		M7.3		M8.2		M7.4	
				8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
建物被害	ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊	原因別建物全壊棟数	計（棟）	764		846		550		192	
			ゆれ（棟）	746		826		532		175	
			液状化（棟）	2		2		1		0	
			急傾斜地崩壊（棟）	17		19		17		16	
		原因別建物半壊棟数	計（棟）	3,733		3,727		3,881		1,777	
			ゆれ（棟）	3,594		3,584		3,781		1,731	
			液状化（棟）	99		99		60		7	
			急傾斜地崩壊（棟）	40		44		40		39	
	火災延焼による建物被害	焼失棟数（棟）	冬18時	741	724	814	775	453	440	389	376
			冬12時	317	309	310	301	215	209	162	157
			冬5時	209	204	209	203	144	140	162	157
			冬18時	2.0	1.9	2.2	2.1	1.2	1.2	1.0	1.0
		焼失率（%）	冬12時	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4
			冬5時	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
			冬18時	44	44	49	48	31	31	16	15
			冬12時	32	32	35	35	23	23	10	10
人的被害	死者	計（人）	冬5時	54	54	59	59	40	40	15	15
			冬18時	28	28	31	31	21	21	7	7
			冬12時	24	24	27	27	18	18	6	6
			冬5時	47	47	51	51	34	34	11	11
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬18時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬12時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬5時	2	2	2	2	2	2	1	1
			冬18時	14	14	15	15	9	8	7	7
		急傾斜地崩壊（人）	冬12時	6	6	6	6	4	4	3	3
			冬5時	5	5	5	5	4	4	2	2
			冬18時	-	-	-	-	0	0	-	-
			冬12時	-	-	-	-	0	0	-	-
		火災（人）	冬5時	-	-	-	-	0	0	-	-
			冬18時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬12時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬5時	1	1	1	1	1	1	1	1
		津波（人）	冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬12時	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬5時	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等（人）	冬18時	2	2	2	2	2	2	2	2
			冬12時	2	2	2	2	2	2	2	2
			冬5時	3	3	3	3	3	3	3	3
		屋外落下物（人）	冬18時	851	849	887	884	779	778	352	352
			冬12時	772	772	805	805	698	697	318	318
			冬5時	1,261	1,261	1,298	1,298	1,197	1,197	524	523
		屋内収容物（参考値）（人）	冬18時	794	794	823	823	740	740	322	322
			冬12時	732	732	763	763	665	665	294	294
			冬5時	1,221	1,221	1,257	1,257	1,164	1,164	500	500
	負傷者	計（人）	冬18時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬12時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬5時	2	2	2	2	2	2	2	2
			冬18時	25	23	31	27	12	12	10	10
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬12時	8	8	8	8	6	6	4	4
			冬5時	7	7	7	7	5	5	3	3
			冬18時	29	29	31	31	25	25	18	18
			冬12時	29	29	31	31	25	25	18	18
		急傾斜地崩壊（人）	冬5時	29	29	31	31	25	25	18	18
			冬18時	1	1	1	1	1	1	0	0
			冬12時	1	1	1	1	1	1	0	0
			冬5時	1	1	1	1	1	1	0	0
		火災（人）	冬18時	39	39	39	39	39	39	39	39
			冬12時	40	40	40	40	40	40	40	40
			冬5時	57	57	57	57	58	58	58	58
			冬18時	80	79	89	88	56	56	25	25
	うち重傷者	計（人）	冬12時	71	71	78	78	51	51	23	22
			冬5時	107	107	117	117	78	78	31	31
			冬18時	61	61	67	67	42	42	14	14
			冬12時	56	56	63	63	39	39	14	14
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬5時	92	92	102	102	66	66	22	22
			冬18時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬12時	1	1	1	1	1	1	1	1
			冬5時	1	1	1	1	1	1	1	1
		急傾斜地崩壊（人）	冬18時	7	6	9	8	3	3	3	3
			冬12時	2	2	2	2	2	2	1	1
			冬5時	2	2	2	2	1	1	1	1
		火災（人）	冬18時	11	11	12	12	10	10	7	7
			冬12時	11	11	12	12	10	10	7	7
			冬5時	11	11	12	12	10	10	7	7
			冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等（人）	冬12時	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬5時	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物（人）	冬18時	8	8	8	8	8	8	8	8
			冬12時	9	9	9	9	9	9	9	9
			冬5時	13	13	13	13	13	13	13	13

震災編第1部 総則
第2章 三鷹市の現状と被害想定

地震の種類		東京湾北部		多摩直下		元禄型関東		立川断層帯		
マグニチュード		M7.3		M7.3		M8.2		M7.4		
風速		8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	
停電率(%)	冬18時	5.9	5.9	6.7	6.6	4.5	4.4	2.3	2.3	
	冬12時	5.0	5.0	5.6	5.6	3.9	3.9	1.8	1.8	
	冬5時	4.8	4.8	5.4	5.3	3.8	3.7	1.6	1.6	
固定電話不通率(%)	冬18時	1.8	1.7	2.2	2.1	1.2	1.2	1.0	1.0	
	冬12時	0.9	0.9	0.9	0.9	0.6	0.6	0.5	0.4	
	冬5時	0.6	0.6	0.7	0.7	0.5	0.5	0.3	0.3	
低圧ガス供給支障率(%)	①ブロック内全域でSI値が60kine超のケース	0.0		0.0		0.0		0.0		
	②ブロック内1/3でSI値が60kine超のケース	100.0		100.0		1.0		0.0		
上水道断水率(%)		28.4		32.7		39.9		10.5		
下水道管きよ被害率(%)		17.4		17.5		17.0		16.9		
避難	避難人口 (人)	冬18時	30,192	30,120	33,065	32,906	34,467	34,414	12,454	12,398
		冬12時	28,429	28,397	31,003	30,964	33,515	33,490	11,455	11,429
		冬5時	27,980	27,958	30,588	30,562	33,233	33,216	11,158	11,142
	避難生活者数 (人)	冬18時	19,625	19,578	21,493	21,389	22,404	22,369	8,095	8,059
		冬12時	18,479	18,458	20,152	20,126	21,785	21,769	7,446	7,429
		冬5時	18,187	18,173	19,882	19,865	21,601	21,590	7,253	7,242
	疎開者人口 (人)	冬18時	10,567	10,542	11,573	11,517	12,063	12,045	4,359	4,339
		冬12時	9,950	9,939	10,851	10,837	11,730	11,722	4,009	4,000
		冬5時	9,793	9,785	10,706	10,697	11,632	11,626	3,905	3,900
帰宅困難者	滞留者数 (人)	131,438								
	帰宅困難者数 (人)	36,195								
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 (台)	冬18時	35	38	39	39	36	36	34	34	
	冬12時	38	38	38	38	36	36	33	33	
	冬5時	37	37	38	38	36	36	33	33	
災害時要援護者(死者数) (人)	冬18時	26	26	28	28	18	18	9	9	
	冬12時	19	18	20	20	13	13	6	6	
	冬5時	23	23	25	25	17	17	7	7	
自力脱出困難者 (人)	冬18時	233		259		163		55		
	冬12時	217		242		149		52		
	冬5時	355		393		254		83		
震災廃棄物	重量(万トン)	冬18時	29	29	31	31	24	24	12	12
		冬12時	28	28	30	30	23	23	11	11
		冬5時	28	28	30	30	23	23	11	11
	体積(万m3)	冬18時	39	39	41	40	34	34	16	16
		冬12時	37	37	38	38	33	33	15	15
		冬5時	36	36	38	38	33	33	15	15

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

2 コミュニティ住区毎の被害の概要	
-------------------	--

(1) 地震の震度

地震動分布によると、住区毎の震度分布は、各地震とも震度6弱が主体だが、東京湾北部地震では市域東部、多摩直下地震では市域西部及び東部において震度6強を示す地域が存在する。

【コミュニティ住区毎の地震の震度】

住区名	地震の種類			
	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
① 大沢	6弱	6強～6弱 南部は6弱主体	6弱	6弱
② 東部	東部で6強 それ以外は6弱	東部で6強 それ以外は6弱	6弱	6弱
③ 西部	6弱	西部で6強 それ以外は6弱	6弱	6弱
④ 井の頭	北部で6強 それ以外は6弱	北部で6強 それ以外は6弱	6弱	6弱
⑤ 新川中原	中南部で6強	ほぼ全域で6弱	6弱	南部で5強 それ以外で6弱
⑥ 連雀	6弱	ほぼ全域で6弱	6弱	6弱

⑦ 三鷹駅周辺	6 弱	6 弱	6 弱	東部で5強 それ以外で6弱
---------	-----	-----	-----	------------------

(2) 地域危険度測定調査による地域危険度

東京都では、東京都震災対策条例（当時は震災予防条例）に基づき、地域危険度測定調査をおおむね5年ごとに行っており、平成30年2月の8回目では、都内の市街化区域の5,177町丁目について、各町丁目における地震に関する危険性を5つのランクに区分（ランク1が危険性が低く、ランクが大きくなるに従って危険性が高くなる。）し、建物の倒壊（建物倒壊危険度）及び地震による火災（火災危険度）について測定している。また、災害発生時に避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を地域の道路基盤などの整備状況から評価した指標として、災害時活動困難度があり、上記3つの指標を1つにまとめた総合危険度がある。

災害時活動困難度では、最も高いランク5となる町丁目として井の頭地区の全部及び大沢三丁目、総合危険度では、ランク5はないが、井の頭二～五丁目までがランク4となっている。

【町丁目ごとの地域危険度】

区市町名	町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難度			総合危険度		
			危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク	困難度	順位	ランク	危険量	順位	ランク
三鷹市	井口1丁目	台地1	0.91	3920	1	0.08	3143	1	0.17	1160	3	0.17	2604	2
三鷹市	井口2丁目	台地1	1.28	3313	1	0.79	1154	3	0.17	1234	2	0.35	1621	2
三鷹市	井口3丁目	台地1	0.87	3972	1	0.11	2898	1	0.16	1378	2	0.16	2738	2
三鷹市	井口4丁目	台地1	1.61	2758	2	2	565	3	0.24	417	3	0.87	640	3
三鷹市	井口5丁目	台地1	2.04	2204	2	2.64	455	3	0.14	1713	2	0.66	859	3
三鷹市	井の頭1丁目	台地1	1.74	2586	2	0.87	1088	3	0.42	30	5	1.1	481	3
三鷹市	井の頭2丁目	台地1	2.6	1732	2	2.82	421	3	0.44	23	5	2.41	166	4
三鷹市	井の頭3丁目	台地1	1.74	2593	2	2.41	490	3	0.5	14	5	2.09	209	4
三鷹市	井の頭4丁目	台地1	2.13	2109	2	1.99	569	3	0.6	9	5	2.46	156	4
三鷹市	井の頭5丁目	台地1	2.22	2010	2	2.25	518	3	0.48	15	5	2.14	201	4
三鷹市	大沢1丁目	台地1	1.69	2661	2	0.43	1662	2	0.24	410	3	0.51	1126	3
三鷹市	大沢2丁目	台地1	0.39	4566	1	0.01	4406	1	0.29	190	4	0.12	3103	1
三鷹市	大沢3丁目	台地1	0.4	4557	1	0	4639	1	0.44	24	5	0.18	2566	2
三鷹市	大沢4丁目	台地1	1.57	2829	2	0.34	1856	2	0.18	1067	3	0.34	1642	2
三鷹市	大沢5丁目	台地1	1.24	3392	1	0.09	3099	1	0.18	1051	3	0.24	2125	2
三鷹市	大沢6丁目	台地1	0.92	3893	1	0.03	3872	1	0.22	630	3	0.21	2360	2
三鷹市	上連雀1丁目	谷底低地3	0.65	4249	1	0.08	3151	1	0.11	2312	2	0.08	3459	1
三鷹市	上連雀2丁目	台地1	2.03	2218	2	1.98	571	3	0.15	1620	2	0.58	995	3
三鷹市	上連雀3丁目	台地1	1.54	2885	1	1	970	3	0.2	768	3	0.51	1125	3
三鷹市	上連雀4丁目	台地1	1.17	3497	1	0.19	2391	2	0.19	993	3	0.25	2061	2
三鷹市	上連雀5丁目	谷底低地3	1.92	2346	2	1.47	739	3	0.17	1147	3	0.59	980	3
三鷹市	上連雀6丁目	台地1	0.97	3837	1	0.09	3068	1	0.13	1926	2	0.14	2902	1
三鷹市	上連雀7丁目	台地1	1.36	3181	1	0.29	1993	2	0.18	1122	3	0.29	1870	2
三鷹市	上連雀8丁目	台地1	1.38	3157	1	1.18	863	3	0.19	968	3	0.48	1203	2
三鷹市	上連雀9丁目	台地1	1.52	2925	1	0.63	1345	2	0.2	831	3	0.42	1361	2
三鷹市	北野1丁目	台地1	1.06	3681	1	0.16	2579	2	0.25	399	3	0.3	1817	2
三鷹市	北野2丁目	台地1	1.04	3723	1	0.12	2797	2	0.17	1269	2	0.19	2442	2
三鷹市	北野3丁目	台地1	0.68	4211	1	0.07	3267	1	0.27	282	4	0.2	2395	2
三鷹市	北野4丁目	台地1	0.91	3923	1	0.26	2104	2	0.19	897	3	0.22	2236	2
三鷹市	下連雀1丁目	台地1	1.81	2492	2	0.87	1085	3	0.14	1784	2	0.37	1564	2
三鷹市	下連雀2丁目	台地1	2.41	1876	2	2.6	462	3	0.25	393	3	1.23	418	3
三鷹市	下連雀3丁目	台地1	1.51	2934	1	0.5	1549	2	0.13	1884	2	0.27	1979	2
三鷹市	下連雀4丁目	谷底低地3	1.63	2733	2	1.2	853	3	0.18	1059	3	0.51	1136	3
三鷹市	下連雀5丁目	台地1	0.2	4825	1	0	4904	1	0.24	459	3	0.05	3914	1
三鷹市	下連雀6丁目	台地1	2.07	2174	2	1.3	810	3	0.27	294	4	0.89	620	3
三鷹市	下連雀7丁目	台地1	1.09	3643	1	0.09	3081	1	0.11	2418	2	0.13	2990	1
三鷹市	下連雀8丁目	谷底低地2	0.47	4472	1	0	4660	1	0.25	340	4	0.12	3075	1
三鷹市	下連雀9丁目	台地1	0.48	4458	1	0.01	4474	1	0.12	2161	2	0.06	3770	1
三鷹市	新川1丁目	台地1	1.36	3175	1	0.18	2473	2	0.24	414	3	0.37	1534	2
三鷹市	新川2丁目	台地1	0.68	4202	1	0.03	3884	1	0.13	1986	2	0.09	3375	1
三鷹市	新川3丁目	台地1	0.78	4080	1	0.02	4028	1	0.13	2015	2	0.1	3268	1
三鷹市	新川4丁目	台地1	1.1	3612	1	0.16	2558	2	0.09	2876	1	0.11	3157	1
三鷹市	新川5丁目	谷底低地2	1.26	3351	1	0.09	3072	1	0.08	3025	1	0.11	3167	1
三鷹市	新川6丁目	台地1	0.65	4253	1	0.01	4311	1	0.14	1809	2	0.09	3394	1
三鷹市	深大寺1丁目	台地1	1.61	2766	2	0.37	1773	2	0.23	533	3	0.45	1289	2
三鷹市	深大寺2丁目	台地1	1.97	2290	2	1.27	824	3	0.2	799	3	0.65	880	3
三鷹市	深大寺3丁目	台地1	2.1	2135	2	1.9	585	3	0.23	511	3	0.91	610	3
三鷹市	中原1丁目	台地1	2.22	2011	2	1	972	3	0.23	524	3	0.73	766	3
三鷹市	中原2丁目	台地1	1.64	2725	2	0.78	1165	3	0.25	389	3	0.6	968	3
三鷹市	中原3丁目	台地1	1.07	3673	1	0.22	2259	2	0.17	1268	2	0.21	2301	2
三鷹市	中原4丁目	台地1	2.37	1897	2	2.28	517	3	0.27	269	4	1.25	409	3
三鷹市	野崎1丁目	台地1	0.6	4315	1	0.03	3954	1	0.16	1320	2	0.1	3276	1
三鷹市	野崎2丁目	台地1	1.17	3501	1	0.37	1762	2	0.16	1299	2	0.25	2055	2
三鷹市	野崎3丁目	台地1	0.57	4348	1	0.15	2608	2	0.2	832	3	0.14	2858	1
三鷹市	野崎4丁目	台地1	0.76	4106	1	0.07	3300	1	0.14	1777	2	0.11	3137	1
三鷹市	牟礼1丁目	台地1	0.99	3802	1	0.04	3680	1	0.21	690	3	0.22	2296	2
三鷹市	牟礼2丁目	台地1	0.96	3839	1	0.05	3456	1	0.11	2383	2	0.11	3144	1
三鷹市	牟礼3丁目	台地1	0.91	3924	1	0.06	3426	1	0.23	517	3	0.22	2268	2
三鷹市	牟礼4丁目	台地1	1.22	3409	1	0.21	2327	2	0.32	134	4	0.45	1271	2
三鷹市	牟礼5丁目	台地1	1.22	3421	1	0.33	1864	2	0.15	1550	2	0.23	2181	2
三鷹市	牟礼6丁目	台地1	1.05	3705	1	0.09	3103	1	0.12	2096	2	0.14	2887	1
三鷹市	牟礼7丁目	台地1	1.18	3472	1	0.2	2348	2	0.12	2235	2	0.16	2682	2

第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1節 基本的な姿勢

都は、都地域防災計画の中で減災目標を定め、市区町村及び都民、事業者と協力して対策を推進し、10年以内にその目標を達成するとしている。市は、都の減災目標に基づき、減災対策を第2節のとおり推進するが、三鷹市の現状を踏まえ、市としての減災目標を設定する。

市が目標とする「緑と水の公園都市」及び「いきいきとした豊かな地域社会」とは、「非常時」への備えを「平常時」から組み込んでいる都市であり、社会である。

市は、このような都市像の実現を目指して、緑や水辺空間、都市計画道路や不燃建築物により、都市の防災上の骨格を形成し、そこから街区の防災ブロック化等を促進するほか、火災や危険物対策を実施し、地震に強い都市づくりを推進する。同時に、市民一人ひとりが、防災対策に積極的に取り組むとともに、市の自主防災組織の伝統、並びにコミュニティ行政の歴史を踏まえながら、災害に強い人づくり、ボランティアとの連携に努め、防災拠点を核とした市の防災対策の徹底を図るなど地震に強いコミュニティづくりを行い、減災目標達成に向けた取組を実施する。

第2節 具体的な取組

【「都地域防災計画 震災編」に記載している都の減災目標と三鷹市の取組】

都の減災目標 1

- ① 死者を約 6,000 人減少させる。
 - ② 避難者を約 150 万人減少させる。
 - ③ 建築物の全壊・焼失棟数を約 20 万棟減少させる。
- （東京湾北部地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）のケース）

市の減災目標 1

- ① 死者を約 6 割減少させるよう取り組む
- ② 建物被害（全壊・焼失棟数）を約 6 割減少させるよう取り組む
- ③ ピーク時の避難者を約 4 割減少させるよう取り組む

【目標達成に向けた三鷹市の主な施策】

- （1）建物の耐震化の推進
 - ① 耐震改修促進計画の推進
 - ② 木造住宅の耐震診断助成・耐震改修助成事業の拡充
- （2）木造住宅密集地域の不燃化の推進
 - ① 住宅・建物の不燃化
 - ・防火地域等の指定拡大
 - ② 防災ブロックの形成
 - ・防災空間となる公園やオープンスペースの確保と緑化施策の推進
 - ・都市軸となる都市計画道路の整備
 - ・緑と水の軸となる河川沿いの緑地の確保、遊歩道等の整備
- （3）家具の転倒防止対策の推進
 - 市民への家具転倒防止器具設置促進
- （4）医療・救護体制の強化
 - ① 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上

- ② 五師会、医療機関等との連携による災害時医療体制の強化
- ③ 広域医療受援体制の構築
- (5) 消防力の強化
 - ① 消防団装備品の拡充
 - ② 消防団活動訓練及び機械器具点検の充実
 - ③ 消防水利の確保
- (6) 市民等の火災対応力の強化
 - ① 地域における訓練・研修の強化
 - ② 街頭消火器、住宅用火災警報器の設置推進
 - ③ 可搬式ポンプ運用訓練の充実
 - ④ 消火栓及び排水栓を活用した市民による消火活動の強化
- (7) 在宅生活の継続のための備えの強化
 - ① 家具転倒防止器具の設置等による住宅内被害の軽減
 - ② ライフライン停止に備えた備蓄の実施

都の減災目標 2

- ① 中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避する。
- ② 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者 517 万人の安全を確保する。

市の減災目標 2

- ① 公共施設の被害の軽減及び市民生活に必要な業務の継続を図る
- ② 帰宅困難者及び帰宅困難な園児・児童等の安全を確保する

【目標達成に向けた三鷹市の主な施策】

- (1) 防災拠点の機能強化
 - ① 公共施設の耐震化
 - ② 事業継続計画の徹底、強化
- (2) 帰宅困難者対策の実施
 - ① JRとの連携による三鷹駅周辺の混乱防止対策の検討
 - ② 駅周辺滞留者の一時滞在施設の設置及び必要物資の備蓄
 - ③ 園児・児童等の非常用食料等の確保
 - ④ 保護者への情報伝達手段の周知
 - ⑤ 事業所等への従業員等の帰宅抑制及び食料等の備蓄の要請
 - ⑥ 外出者に対する交通機関運行状況、道路交通情報等の提供

都の減災目標 3

- ① ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する。
- ② 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

市の減災目標 3

- ① 避難所への避難者及び在宅生活者の生活を支援するとともに、罹災証明書の早期発行等により被災者の早期の生活再建を図る

【目標達成に向けた三鷹市の主な施策】

- (1) 応急危険度判定の迅速な実施
 - ① 応急危険度判定員の確保
 - ② 実施手引き等作成による対応の迅速化

（2）災害時在宅生活支援施設の活用

- ① 公園や地区公会堂を避難者の支援施設として活用するための資機（器）材等の整備

（3）避難所の環境整備

- ① 女性、子育て家庭、要配慮者の避難所運営への参画の推進
- ② 避難所生活の配慮

（4）罹災証明書の早期発行

- ① 迅速な被害認定及び罹災証明発行のための被災者生活再建支援システム習熟

第4章 市長、市民、事業者の

基本的責務と防災機関等の役割

第1節 基本理念及び基本的姿勢

1. 基本理念

- (1) 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という防災の原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせない。
- (2) 三鷹市は、多くの市民の生活の場であるとともに、日本の首都東京の一角を担う市の地震による被害の影響は広く周辺地域に及ぶものであり、地震による災害から三鷹市を守ることは、行政に課せられた責務である。
- (3) 震災対策の推進にあたっては、市が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、市及び広域的役割を担う都・国と一体となって、市民と連携し、市民や三鷹市に集う多くの人々の生命及び財産を守るとともに、市の機能を維持しなければならない。
- (4) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。
- (5) 市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の自立性を促すとともに、後押しする必要がある。また、市民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。
- (6) 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
- (7) 地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

2. 基本的責務

1 市長の責務	
---------	--

- (1) 市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- (2) 市長は、災害に強いまちづくりに努めるとともに、震災時における避難ならびに救出及び救助を円滑に行うために必要な体制と資機（器）材を整備し、防災機関がその責務を遂行するように、その先頭に立ち、被害の最小化に努めなければならない。
- (3) 市長は、震災により重大な被害を受けた場合、速やかに市民生活の復興と計画的な都市の復興を図るため、震災復興基本方針及び震災復興基本計画を策定し、全力を挙げて復興事業を推進しなければならない。
- (4) 市長は、市民生活に重大な影響を及ぼすことがないよう、市の事業の継続又は早期再開のために必要な対策を講じ、市の行政としての機能を維持しなければならない。

2 市民の責務	
---------	--

- (1) 市民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- (2) 市民は、自助に必要な備えを行うよう努めなければならない。
- (3) 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復旧・復興に努めなければならない。
- (4) 市民は、市長その他の防災機関等が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者の責務	
----------	--

- (1) 事業者は、市長その他の防災機関等が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興に努めなければならない。
- (2) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- (3) 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号(平成25年4月施行))に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- (4) 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- (5) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- (6) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

第2節 防災機関の役割

市及び各防災機関が日常業務のほかに防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 三鷹市の役割	
----------	--

閉庁時にあっては、平常時より少ない職員を、いかに有効かつ機動的に運用するかということが極めて重要であり、開庁時は、施設利用市民の安全確保と優先すべき通常業務の継続に加え、災害応急対策を実施する必要があることから、市関連の全組織による災害対策本部組織編成を行い、市災害対策本部員の力を結集し災害対策部班を編成し、災害時優先業務について事業着手するものとする。

【三鷹市の業務大綱】

本部運営部		担当部長：総務部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 本部の設置に関すること (2) 防災指令の発令及び伝達に関すること (3) 災害情報等の総括に関すること (4) 応急対策の緊急割当及び職員配置に関すること (5) 関係機関への応援要請に関すること (6) 本部施設の安全確認及び電源等の確保に関すること (7) 緊急通行車両及び燃料の確保に関すること (8) 自主防災組織との連携に関すること (9) 本部の総合調整に関すること		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
指令情報班 班長 防災課長	総務部 防災課 安全安心課 相談・情報課 選挙管理委員会事務局	(1) 災害対策の総合調整に関すること (2) 防災指令の発令及び伝達に関すること (3) 都災害対策本部及び防災機関等との連携に関すること (4) 災害情報等の総括に関すること (5) 防災関係通信機器設備の統括に関すること (6) 被災者相談の窓口に関すること (7) 防犯に関すること (8) その他災害対策の連絡調整に関すること
職員配備班 班長 職員課長	総務部 職員課 政策法務課 労働安全衛生課	(1) 職員の動員、配備及び服務に関すること (2) 職員の安否確認に関すること (3) 災害対策従事職員の支援に関すること (4) 応援職員等の受援に関すること (5) 災害関連法務に関すること
本部施設班 班長 契約管理課長	総務部 契約管理課 土地対策課	(1) 本部運営に必要な施設の確保に関すること (2) 市民センター周辺施設の安全点検及び復旧に関すること (3) 緊急通行車両及び燃料の確保に関すること (4) 車両等輸送機関の調達及び確保に関すること (5) 災害対策用物資及び資材の購入等に関する契約に関すること

本部情報部		担当部長：企画部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 本部会議の連絡、運営及び記録に関する事 (2) ICT 関連システムの応急復旧に関する事 (3) 防災行政無線等による情報の収集伝達に関する事 (4) 災害情報、避難指示等の市民への広報に関する事 (5) 報道機関等への情報提供及び連絡調整に関する事 (6) 災害対策の財務及び会計に関する事 (7) 正副本部長等の渉外に関する事		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
本部会議班 班長 企画経営課長	企画部 企画経営課	(1) 本部会議の連絡、運営及び記録に関する事 (2) 外国人の支援に関する事 (3) 災害復興方針・計画に関する事
広報情報班 班長 広報メディア課長	企画部 広報メディア課 市長室 監査事務局 (議会事務局)	(1) 災害に関する広報の実施及び統括に関する事 (2) 防災行政無線等による情報の伝達に関する事 (3) 報道機関等への情報提供及び連絡調整に関する事 (4) 災害情報紙の作成に関する事 (5) 正副本部長等の渉外に関する事
財務情報班 班長 財政課長	企画部 財政課 会計課	(1) 義援金の受付及び管理に関する事 (2) 災害対策関係予算に関する事 (3) 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事 (4) 防災行政無線等による情報連絡に関する事
システム復旧班 班長 情報推進課長	企画部 情報推進課	(1) ICT 関連システムの復旧及び運用に関する事

被災市民部		担当部長：市民部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 市内の被害の情報収集及び調査に関する事 (2) 市民の避難誘導及び避難状況に関する事 (3) 遺体に関する事		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
市民支援班 班長 市民課長	市民部 市民課 保険課	(1) 市民の安否確認に関する事 (2) 遺体の搬送及びこれに必要な業務に関する事 (3) 遺体収容所の管理運営及びこれに必要な事務に関する事 (4) 埋火葬許可の発行等の諸手続きに関する事
被害調査班 班長 市民税課長	市民部 市民税課 資産税課 納税課	(1) 被害状況の調査及び報告並びに被害認定に関する事 (2) 各防災拠点との連絡調整に関する事 (3) 罹災証明書の発行に関する事 (4) 税の減免に関する事

福祉対策部		担当部長：健康福祉部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 要配慮者の安全に関すること (2) 所管施設の安全点検に関すること (3) 福祉拠点（福祉避難所等）及び医療拠点に関すること (4) ボランティアの受入に関すること (5) 災害医療対策実施本部及び災害時医療救護所の設置・運営に関すること		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
福祉支援班 班長 地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 介護保険課 生活福祉課	(1) 要配慮者対策に係る総合調整に関すること (2) 要配慮者の避難、救護及び被災状況の把握に関すること (3) 福祉避難所の開設及び運営に関すること (4) ボランティアの受入、コーディネート及び支援に関すること (5) 義援金品の配分に関すること (6) 災害援護資金の融資等各種被災者支援制度の対応に関すること
医療健康班 班長 健康推進課長	健康福祉部 健康推進課	(1) 災害時医療及び防疫に関すること (2) 医療機関との連携に関すること (3) 災害医療対策実施本部及び災害時医療救護所の運営に関すること (4) 医療資機（器）材及び医薬品の供給に関すること (5) その他保健業務に関すること

子ども支援部		担当部長：子ども政策部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 園児及び学童保育所児童の安全確保に関すること (2) 所管施設の安全点検に関すること (3) 保育園近隣の乳幼児の避難支援に関すること (4) 臨時避難所（保育園等）の開設に関すること		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
子育て支援班 班長 児童青少年課長	子ども政策部 児童青少年課 子ども育成課 子育て支援課 子ども発達支援課	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること (2) 乳児及び幼児の保護並びに応急保育に関すること (3) 臨時避難所（保育園等）の開設及び運営に関すること (4) 福祉避難所（子ども発達支援センター）の開設及び運営に関すること

地域対策部		担当部長：生活環境部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 所管施設の安全点検に関する事 (2) 地域拠点の支援に関する事 (3) 帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関する事 (4) 緊急物資の調達及び搬送に関する事 (5) ごみ及びがれきの集積場所に関する事 (6) し尿処理に関する事		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
地域支援班 班長 コミュニティ創生課長	生活環境部 コミュニティ創生課 生活経済課 都市農業課	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関する事 (2) 自主防災組織本部及び地域拠点の支援に関する事 (3) 臨時避難所（地区公会堂）及び災害時在宅生活支援施設の支援に関する事 (4) 災害情報紙の配布及び掲示に関する事 (5) 地域における広報活動の支援に関する事 (6) 食料等救援物資の確保、受入、仕分け及び配送に関する事 (7) 配送用車両の確保に関する事
環境衛生班 班長 ごみ対策課長	生活環境部 ごみ対策課 環境政策課	(1) 所管施設の安全点検に関する事 (2) 被災地区の消毒及び清掃に関する事 (3) ごみ、がれき、し尿等の収集及び処理に関する事 (4) 被災動物の対応に関する事 (5) その他環境衛生に関する事

避難者支援部		担当部長：スポーツと文化部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 所管施設利用者の安全確保に関する事 (2) 所管施設の安全点検に関する事 (3) 帰宅困難者の対応に関する事 (4) 広域避難場所等の避難者の対応に関する事		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
避難支援班 班長 芸術文化課長	スポーツと文化部 芸術文化課 生涯学習課 スポーツ推進課	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関する事 (2) 広域避難場所等避難場所の避難者の誘導に関する事 (3) 帰宅困難者の支援に関する事 (4) 協定避難所の開設及び運営支援に関する事 (5) 学校避難所及び地域避難所の避難所運営の支援に関する事 (6) 文化財等の被害状況の把握及び保全に関する事

避難所対策部		担当部長：教育部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 児童及び生徒の安全確保に関すること (2) 所管施設の安全点検に関すること (3) 学校避難所の開設及び運営支援に関すること		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
学校避難所班 班長 総務課長	教育部 総務課 学務課 指導課 教育政策推進室 図書館 小中学校	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること (2) 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること (3) 学校との情報連絡に関すること (4) 学校避難所に関すること (5) 学校の再開等学校教育に関すること

都市対策部		担当部長：都市整備部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 飲料水の応急給水に関すること (2) 下水道の被害調査及び応急復旧に関すること (3) 公共建築物の応急危険度判定に関すること (4) 緊急輸送道路及び避難路の確保に関すること		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
都市復旧班 班長 都市計画課長	都市整備部 都市計画課 水再生課 緑と公園課 都市再生部 まちづくり推進課 再開発課	(1) 都市復旧対策の総合調整に関すること (2) 飲料水及び生活用水の応急給水に関すること (3) 下水道施設の安全点検及び復旧に関すること (4) 東京都関係各局との連絡調整に関すること (5) 被災宅地の危険度判定に関すること (6) 住宅の応急修理の指導及び被災者へのあつ旋に関すること (7) 公園等施設の安全点検及び活用に関すること (8) 災害復興に係る都市計画に関すること
建築物班 班長 公共施設課長	都市整備部 公共施設課 建築指導課	(1) 庁舎等公共建築物の被害状況の調査及び営繕に関すること (2) 建築物等の被害状況の調査及び被害認定に関すること (3) 仮設住宅の建設、修理及び管理に関すること (4) その他災害復旧に係る建築関連工事に関すること
道路交通班 班長 道路管理課長	都市整備部 道路管理課 都市交通課	(1) 災害対策用資材の確保及び配分に関すること (2) 道路等における倒壊家屋等障害物の除去に関すること (3) 交通規制等交通対策の調整及び実施に関すること (4) 代替輸送手段の確保のための支援に関すること (5) その他災害復旧に係る土木関連工事に関すること

消防団		担当部長：消防団長	
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱	
消防班 班長 分団長	消防団本部・分団	(1) 消防及び人命の救助に関すること (2) その他災害復旧に関すること	

【三鷹市議会事務局の業務大綱】

議会部	担当部長　：　議会事務局長	
○　初動時の分掌事務 三鷹市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置に関すること		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
議会班 班長　議会事務局 次長	議会事務局	(1) 議会本部の運営に関すること (2) 災害対策本部と議会本部との連携に関すること

2 東京都の役割	
-----------------	--

機関の名称	業務の大綱
警視庁 三鷹警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 交通規制に関すること 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること 4 被災者の救出及び避難誘導に関すること 5 行方不明者の調査に関すること 6 遺体の見分及び検視に関すること 7 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 三鷹消防署	1 水火災その他の災害時の救助及び救急情報に関すること 2 水火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 3 人命の救助及び救急に関すること 4 危険物施設及び火気使用設備器具の安全化のための規制指導に関すること 5 住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること
多摩府中保健所	1 地域保健医療全般の情報センターに関すること 2 防疫その他の保健衛生に関すること 3 公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市への支援に関すること
北多摩南部 建設事務所	1 河川の保全に関すること 2 道路及び橋梁の保全に関すること 3 水防に関すること 4 河川及び道路等における障害物の除去に関すること
西部公園 緑地事務所	1 都立公園の災害時使用に関すること 2 都立公園の防災公園整備及び利用計画に関すること
多摩給水 管理事務所	1 応急給水に関すること 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること

3 指定地方行政機関の役割	
----------------------	--

機関の名称	業務の大綱
東京労働局	1 産業安全に関すること（三鷹労働基準監督署） 2 雇用対策に関すること（三鷹公共職業安定所）
関東農政局 東京地域センター	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること
関東財務局 立川出張所	国有普通財産の管理及び処分に関すること

※指定地方行政機関：災害対策基本法第2条第4号で指定された機関

4 自衛隊の役割	
----------	--

機関の名称	業務の大綱
陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊	災害派遣の準備及び実施に関する事

5 指定公共機関の役割	
-------------	--

機関の名称	業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 4 輸血用血液の確保、供給に関する事 5 義援金の受領、配分及び募金に関する事 （原則として義援品については受け付けない。） 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事 7 災害救援品の支給に関する事 8 日赤医療施設等の保全、運営に関する事 9 外国人安否調査に関する事 10 遺体の検案協力に関する事 11 市地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事
中日本高速道路（株） 八王子管理事務所	1 道路、施設の建設及び維持管理に関する事 2 災害時の緊急交通路の確保に関する事 3 道路、施設の災害復旧工事に関する事
東日本旅客鉄道（株）	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事
NTT 東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事
（株）NTT ドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事

機関の名称	業務の大綱
日本郵便（株） 三鷹郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
東京ガス（株）	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給に関する事
東京電力パワーグリッド（株）武蔵野支社	1 電力施設の建設及び安全保安に関する事 2 電力の需給に関する事

※指定公共機関：災害対策基本法第2条第5号で指定された機関

6 指定地方公共機関の役割	
---------------	--

機関の名称	業務の大綱
京王電鉄（株）	1 鉄道施設等の安全及び保安に関する事 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
三鷹市医師会	1 災害時における医療及び助産救護に関する事 2 防疫その他の保健衛生に関する事
三鷹市薬剤師会	災害時における医薬品、医療資機（器）材の供給に関する事
東京都三鷹市歯科医師会	災害時における歯科治療に関する事

※指定地方公共機関：災害対策基本法第2条第6号で指定された機関

なお、各防災機関の連絡先は、防災機関等の連絡先（資料 10401）のとおりである。

[別冊]

- ・資料 10401 「防災機関等の連絡先」



第 2 部



施策ごとの具体的計画 （災害予防・応急・復旧計画）

第1章 市民と地域の防災力向上

【本章における対策の基本的な考え方】

自助に成功するための備えと共助の防災力強化

防災の基本理念として市民一人ひとりや民間事業者が主体的に行動する自助の重要性を踏まえ、地域の被害軽減に対する「共助」の防災力強化による防災・減災の都市づくりを推進する必要がある。

自助・共助・公助の役割分担と連携の仕組みの早急な構築や地域防災力向上に向けて、地域防災を担う人財の育成や地域防災活動の支援の充実を図る。

第1章 市民と地域の防災力向上

現在の到達状況と課題

- 市民一人ひとりが日常生活の中で防災対策を進められるよう、市職員が実施する防災出前講座については、年間40～50回実施しており、平成23年度以降で延べ1万人以上が受講している。
- 死傷者や負傷者を抑制するため、家具類の転倒、落下、移動防止策の実施など市民一人ひとりが自助の備えを推進していくことが必要であり、地震対策の方法と必要性について引き続き情報提供する必要がある。
- 市と地域が協働して実施する総合防災訓練には、年度の累計で約2万人が参加しているが、防災に取り組むきっかけのない方へ効果的に働きかける仕組みが必要である。
- コミュニティ住区ごとに1つの自主防災組織が組織化されており、長年にわたって継続した取組を実施しているが、構成員の高齢化等も進んでいることから、地域の防災活動の新たな担い手の育成や地域防災活動の充実・強化を図る必要がある。
- 共助のネットワークづくりに向けて、平時より機能しているPTAやオヤジの会等との連携を深め、防災に有効に活用できる体制づくりに取り組む必要がある。
- 事業所が個別に防災体制の充実を図ることで地域住民の生活の安定化に寄与することが重要である。

具体的な取組

《予防対策》

自助による市民の防災活動力の強化

- 市民による自助の備え
- 防災意識の啓発・人づくり
- 防災教育・防災訓練の充実

事業所の防災活動力の強化

- 民間企業・事業所等の責務
- 事業所の防災体制の充実

地域による共助の防災活動力の強化

- コミュニティの形成と防災
- 地域防災活動の充実・強化
- 市民・行政・事業所等の連携

対策の方向性と目標

- ◆防災に対する意識の醸成と一人ひとりの防災行動力の向上、災害に対する事前の備えを促進し、自助の強化を図る。
- ◆防災意識の向上や地域防災活動の担い手の育成、自主防災組織等の地域防災活動団体への支援の充実を図るため、地域の防災活動を支援する新たな組織を設置し、地域防災活動団体のネットワーク化を図り、共助の取組を推進する。
- ◆地域防災活動の充実・強化に向けて、共助の枠組みの整理を図るとともに、自主防災組織のあり方についての検討を進める。
- ◆事業所の防災化、危機管理体制の確立、事業継続計画の策定など、震災対策における民間事業者等の役割を明確にし、事業所の防災体制の充実・強化を図る。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
焼失棟数	最大 814 棟	屋内収容物による負傷者	最大 57 人
屋内収容物による死者	最大 3 人	要配慮者の死者数	最大 28 人

具体的な取組

《応急・復旧対策》

自助による応急対策の実施

- 市民による応急対策

事業所による応急対策の実施

- 事業所による応急対策の実施

地域による応急対策の実施

- 自主防災組織等の初動態勢
- 地域の共助への支援

第1節 現在の到達状況と課題

1. 自助による市民の防災活動力の強化

- 市民一人ひとりが日常生活の中で防災対策を進められるよう、市職員が実施する防災出前講座については、年間 40～50 回実施しており、平成 23 年度以降で延べ 1 万人以上が受講している。引き続き対策の浸透に向けた多様な啓発活動の展開や各種訓練を実施する必要がある。
- 死傷者や負傷者を抑制するため、家具類の転倒、落下、移動防止策の実施など市民一人ひとりが自助の備えを推進していくことが必要であり、地震対策の方法と必要性について引き続き情報提供する必要がある。
- 市と地域が協働して実施する総合防災訓練には、年度の累計で約 2 万人が参加しているが、防災に取り組むきっかけのない方へ効果的に働きかける仕組みが必要である。

2. 地域による共助の防災活動力の強化

- 7つのコミュニティ住区ごとに1つの自主防災組織（資料 0101）が組織化されており、長年にわたって継続した取組を実施しているが、構成員の高齢化等も進んでいることから、地域の防災活動の新たな担い手の育成や地域防災活動の充実・強化を図る必要がある。
- 共助のネットワークづくりに向けて、平時より機能している PTA やオヤジの会等との連携を深め、防災に有効に活用できる体制づくりに取り組む必要がある。
- 火災の延焼による被害を防止するため、地域の初期消火体制の強化を図ることが必要である。

3. 事業所の防災活動力の強化

- 事業所が地域の一員として事業継続を通じた地域の経済活動や雇用を支えることや、地域の一員として救助活動を行うなどの役割が期待されており、事業所の防災体制の充実・強化を図り、地域住民の生活の安定化に寄与することが重要である。

第2節 対策の方向性と目標

1. 自助による市民の防災活動力の強化

- ◆防災に対する意識の醸成と一人ひとりの防災力の向上、災害に対する事前の備えを促進し、自助の強化を図る。
- ◆あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、市民に対して、地震や防災に関する正しい知識の普及や自らの行動によって自分の命を守ることなどを伝える防災教育等の充実を図る。あわせて、自主防災組織への加入や防災訓練への積極的参加を呼びかけ、市民の防災行動力の向上を図るための防災意識の啓発を推進する。
- ◆住民体験型の防災訓練の促進を図るとともに、関係機関と連携した各種訓練を支援及び実施する。

2. 地域による共助の防災活動力の強化

- ◆防災意識の向上や地域防災活動の担い手の育成、自主防災組織等の地域防災活動団体への支援の充実を図るため、地域の防災活動を支援する新たな組織を設置し、地域防災活動団体のネットワーク化を図り、共助の取組を推進する。
- ◆地域防災活動の充実・強化に向けて、共助の枠組みの整理を図るとともに、自主防災組織のあり方についての検討を進める。
- ◆コミュニティ・スクール委員会、PTA、オヤジの会等と連携し、学校を核とした地域防災力の強化を図る。
- ◆地域防災会議等の開催により、地域の防災ネットワークの拡大・強化を図る。
- ◆消火栓等を活用した地域の初期消火体制の強化を図る。

3. 事業所の防災活動力の強化

- ◆事業所の防災化、危機管理体制の確立、事業継続計画の策定など、震災対策における民間事業者等の役割を明確にし、事業所の防災体制の充実・強化を図る。
- ◆日頃から地域交流を進め、地域に根ざした企業として共助の担い手となり地域防災に協力するよう要請する。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 自助による市民の防災活動力の強化
- 2 地域による共助の防災活動力の強化
- 3 事業所の防災活動力の強化

1. 自助による市民の防災活動力の強化

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市民による自助の備え ○防災意識の啓発・人づくり ○防災教育・防災訓練の充実
市民・地域	○自助の備え ○防災意識の醸成や防災訓練等への参加
東京消防庁	○「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験コーナー）等を活用した体験訓練の実施 ○防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進

	○出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○V R防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機（器）材の整備・充実 ○都民等に対し、AED の使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
都総務局	○防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進 ○「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 ○防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページや SNS 等による分かりやすい防災情報の発信 ○都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ○屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施 ○都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 33 条（防災教育）） ○区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第 37 条（防災リーダーの育成）） ○区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
都生活文化局	○広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供 ○「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援

震災編第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 市民と地域の防災力向上 第1 予防対策

	○各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ○災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施
都都市整備局	○耐震改修工法・装置の紹介など、耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供 ○防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、「防災意識の向上」や「建替えのポイント」等をテーマとした専門家等による不燃化セミナーや個別相談等を区と共同して開催
都住宅政策本部	○耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付 ○管理組合等が取り組むべきマンションの防災対策について、ガイドライン等により啓発
都福祉保健局	○災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ○避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定、要配慮者支援の全体的な考え方を示す全体計画など、区市町村の取組に対する支援の実施 ○区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都水道局	○地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都教育庁	○学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知 ○「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進 ○東京消防庁等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）及び全都立特別支援学校における一泊二日の宿泊防災訓練の実施 ○現地高校生との交流活動や被災地の視察など実践的な防災教育を行う、都立高校生等を対象とした合同防災キャンプの実施 ○安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 ○東京消防庁等と連携した防災教育の推進
警視庁	○予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課 Twitter 等への掲載

	○大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施 ○テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
--	--

1-2. 詳細な取組内容

（1）市民による自助の備え

①震災対策における市民・家庭の役割

地震の被害を少なくするには、日頃からの心掛け・準備が大切である。大地震発生時に命を落とさない、ケガをしないための準備、そして被災後の生活を送るために必要な準備を、市民一人ひとりが家庭で確実に実施することが求められている。

②市民が住民として取るべき措置

市民は、地域に住む住民として自らの身の安全は自らが守るという観点に立ち、家庭で次の措置を取るものとする。

ア 命を落とさない、ケガをしないための措置

- （ア）建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保に努めること。
- （イ）日頃から、出火の防止に努めること。
- （ウ）消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器を設置しておくこと。
- （エ）家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図っておくこと。
- （オ）ブロック塀の点検補修など、家の周囲についても安全対策を図っておくこと。
- （カ）家族一人ひとりのヘルメット、手袋、靴（スニーカー）などを準備しておくこと。
- （キ）要配慮者がいる家庭は、その旨を事前に隣近所、自主防災組織、交番等に知らせておくこと。
- （ク）災害発生に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認を行っておくこと。

イ 被災後、生活していくための措置

水（1日一人30 目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ、簡易トイレなど非常時の生活・持出品の準備をしておくこと。

ウ 防災力を高めるための措置

- （ア）家族防災会議を行い、地震が発生した場合の家族の連絡方法や集合場所などをあらかじめ決めておくこと。
- （イ）市や、自主防災組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加すること。
- （ウ）町会・自治会をはじめ地域が行う、地域の相互協力体制の構築に協力すること。

（2）防災意識の啓発・人づくり（総務部、防災関係機関、市民）

市は、防災関係機関と連携して、あらゆる機会を捉えて市民や事業所に対し、防災の意識啓発とともに、市民への市が把握している防災情報の発信に努める。また、市民の防災意識調査を適宜実施し、市民の防災の意識・行動や防災に関する市民ニーズの把握に努め、自助のための市民の防災行動を促進していく。特に、町会・自治会・マンション管理組合などの住民組織のほか、日常に活動している市民グループなどを単位とした防災意識啓発事業を推進し、市民の日常の活動の中に防災の視点を取り入れるとともに

に、これらの組織のリーダーの防災力を高めていく。

また、女性・子育て世帯、障がい者、高齢者及び外国籍市民等の意見を今後の防災対策に反映させるよう、これらの市民の防災対策への参画を促進していく。

（3）防災教育・防災訓練の充実（総務部、防災関係機関、市民）

①防災教育の充実と災害に強い人づくり

児童・生徒や住民、事業者を対象として行う防災教育は、市民や地域の防災行動力の向上を図る上で極めて重要である。

市は、防災関係機関と連携して、小中学校の児童・生徒に対する防災教育を拡充し、大地震発生時に、状況に応じた自らの行動により自分の命を守ることが大切であることをしっかりと伝え理解させておくとともに、特に中学生には、自助とともに共助の担い手となれるよう防災教育の中で取り組んでいく。

また、市民や事業所への防災教育の中で、性別等による防災対策の視点の違いについての理解を深めていくとともに、女性、青年及び外国籍市民の防災リーダーの育成に努めていく。

②防災訓練の充実

市は、防災教育で得た知識を実践する場として、住民体験型の防災訓練の促進を図るとともに関係機関と連携して訓練への支援を実施していく。

ア 総合防災訓練

首都直下地震等大地震が発生したことを想定し、市及び防災機関が地域住民と一体になって実効性のある総合的、有機的な住民体験型の防災訓練を実施する。

総合防災訓練は、市内の7つのコミュニティ住区の自主防災組織が中心となり、市や防災関係機関の支援を受けて取り組んでいく。

イ 地域・事業所等の訓練

避難所運営訓練や要配慮者対策訓練等テーマを絞った訓練、自主防災組織等による町会・自治会等の小地域における訓練、事業所単位の訓練、市災害対策本部の訓練及び各機関と連携した訓練等、目的や規模に応じた各種防災訓練を適宜積極的に実施していく。特に、地域の防災拠点である小中学校を核とした小学校区や学園単位の防災訓練や防災キャンプの実施を促進し、市民と地域の防災力の強化につなげていく。

2. 地域による共助の防災活動力の強化

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○コミュニティの形成と防災 ○地域防災活動の充実・強化 ○市民・行政・事業所等の連携
市民・地域	○防災コミュニティの形成 ○防災ネットワークの構築
東京消防庁	○防災市民組織の救出救護班員及び一般都民に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○区市町村と連携した防災市民組織の活性化の推進防災意識の啓発

	○防災教育・防災訓練の充実 ○軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施 ○防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
都総務局	○防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ○区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
警視庁	○テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進

2-2. 詳細な取組内容

（1）コミュニティの形成と防災（地域、総務部、健康福祉部、教育委員会）

①コミュニティ創生

「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」において施策の柱に位置付けられている「コミュニティ創生」は、共助のまちづくりを進めていくうえで重要な取組である。ともに支えあう地域社会の実現を目指し、防災分野の視点においても検討を進め、コミュニティ創生による、防災対策の推進を図る。

②学校拠点（小中学校）を核とした地域防災への取組の推進

市内の市立小中学校は、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育が行われ、コミュニティ・スクール委員会を中心として、地域と学校との係わりも深まっており、小中学校を核とした地域活動が盛んに行われている。例えば、オヤジの会等が中心となって防災キャンプ等防災への取組を実施している学校もあり、東日本大震災の際には、これらの取組が児童や保護者の防災行動に良い結果をもたらしたとの報告もある。

こうしたことから、市は、今後もこれらの取組を支援し、コミュニティ・スクール委員会などと連携し、児童・生徒・保護者等の防災行動力を高めることにより、小中学校を核とした新たな防災コミュニティを形成し、地域の防災力の向上を図っていく。

③近所付き合いや身近な仲間づくりによる地域防災

日頃から隣近所や地域の中での付き合いにより顔見知りや知人を増やしておくとともに、アパート、マンション、商店会、あるいは趣味や子育てグループなどの身近な仲間を単位として、楽しみながら防災訓練を実施するなど、近所や仲間同士の防災のつながりを作っていくことで、地域防災の輪を広げていく。

（2）地域防災活動の充実・強化（総務部、生活環境部、地域）

①自主防災組織の活性化

市では、7つのコミュニティ住区ごとに1つの自主防災組織が組織化されており、地域防災活動の一翼を担っている。今後も地域の防災訓練などの各種訓練のほか、地域住民への防災広報活動や防災意識啓発事業の実施などによる地域の防災力向上の役割を担う。

一方で構成員の減少と高齢化が進んでいることから、災害時の地域コミュニティのあり方についての検討等を進め、継続的な自主防災組織活動の推進を図る。

②地域防災活動支援組織による支援

各地域防災活動の支援やネットワーク化、市民の防災意識の向上、地域の防災活動の担い手の育成や自主防災組織などの地域防災活動団体の活動の充実・強化を図るため、地域防災活動や共助の取組を支援し、コーディネートする役割を担う地域防災活動支援組織を設置し、支援体制を構築する。

③小学校区の防災ネットワークの強化

日常の活動において、特に市内の15の小中学校区内のコミュニティやネットワークは、非常に活発であり堅固である。小中学校区は、避難所機能など防災対策上の一つの単位となっていることから、小中学校レベルで防災ネットワークを形成し活動することで、防災対策を効果的にかつ全市的に展開することができる。従って、自主防災組織のほか、PTA、オヤジの会、青少対、交通対、地元商店会、民生児童委員など各小中学校区で活動する団体等の組織とネットワークを活用して地域の防災対策を進めていく中で、地域の防災ネットワークの強化を図っていく。

（3）市民・行政・事業所等の連携（市民、市、事業所）

地域の共助の防災力を強化していくためには、市民、行政、事業所等は、市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していくことが重要である。

市及び関係防災機関は、自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域が主体となって実施する防災訓練等への支援に加え、地域の様々な団体、事業所、商店会等に訓練等への参画に向けた地域の活動に協力する。

3. 事業所の防災活動力の強化

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○民間企業・事業所等の責務 ○事業所の防災体制の充実
市民・地域	○企業自らの危機管理体制の確立と地域への協力 ○帰宅困難者対策の推進
東京消防庁	○事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○事業所の救出・救護活動能力の向上 ○事業所防災計画の作成指導 ○危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

都総務局	○事業所相互間の協力体制の推進
都環境局	○高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導 ○火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
都産業労働局	○都内中小企業のBCPの策定に係る取組を支援 ○BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○都内中小企業が開発・製造した防災製品等の改良・実用化を支援

3-2. 詳細な取組内容

(1) 民間企業・事業所等の責務(総務部、生活環境部、消防署、事業所)

① 自らの事業所の防災及び危機管理体制の確立

民間企業・事業所等（以下「事業所等」という。）は、施設の耐火・耐震化、キャビネット・什器備品等の転倒・落下・移動防止、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源、飲料水・食料等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、事業所防災計画及び事業継続計画の作成等、事業所等の自助に必要な防災対策の実施及び危機管理体制の確立を進め、市及び消防署は、事業所が実施する対策を支援する。

② 地域企業・地域市民としての防災への協力

事業所等は、地域企業・地域市民として、可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資の提供やボランティア等の人的支援、自衛消防隊等の消防力の提供など地域の共助に協力するため、地域の防災訓練への参加や地域との協定の締結等を行っていく。

また、市は、事業所等が地域の共助を支援するための災害対策上の連携を図っていく。

③ 帰宅困難者対策

東京都帰宅困難者対策条例を踏まえた一斉帰宅抑制のための対策に取り組んでいく。また、市は、災害情報や交通情報の伝達など、事業所等の帰宅困難者対策に協力していく。

(2) 事業所の防災体制の充実(総務部、生活環境部、消防署)

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きく、また火気使用設備器具も多種類であり、それだけ、地震時における発災の危険性も無視できない。このため、すべての事業所は防災計画を作成し、自主防災体制の確立を図ることとなっている。このうち、防火管理義務を有する事業所については、消防計画の作成と併せて当該消防計画中に地震対策を策定するよう消防署が指導している。

また、事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から、防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要である。消防署では、これまでも事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練に出向し、訓練指導や消防技術の講習を行っている。

特に、スーパーマーケット、病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気・ガス等の大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の防災訓練を年間2回以上実施するよう指導している。高圧ガス取扱事業所についても、危害予防規定等の中に防災計画を定めるよう指導し、事業所ごとの防災訓練を実施していく。

更に、事業所は、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るため、事業継続計画を作成し、自助の強化を図ることとし、市は、事業継続計画策定のための助言・指導等の支援を行う。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-----------------|
| 1 自助による応急対策の実施 |
| 2 地域による応急対策の実施 |
| 3 事業所による応急対策の実施 |

1. 自助による応急対策の実施

1-1. 詳細な取組内容

(1) 市民による応急対策(市民)

市民は、災害発生時、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な応急対策を実施する。

①自身の安全確保

- ア 転倒・落下・飛散物等から身を守り、自身と家族の安全を確保する。
- イ 揺れが収まったら出火防止を行う。
- ウ 玄関や窓を開け、出口の確保を行う。
- エ 靴（スニーカー）を履いて室内を移動する。
- オ 携帯ラジオ等で災害情報を収集する。

②周囲の安全確保

- ア 家族の安全を確認する。外出している家族は災害時伝言ダイヤル等を活用して安否確認を行う。
- イ 自身と家族の安全が確認できたら、隣家に声をかけ安否を確認する。
- ウ 近隣の要配慮者に声をかけ安否を確認する。
- エ 付近に火災が発生していないか確認する。
- オ 近隣の住民と声をかけあい、特に要援護者の避難支援などの活動を行う。

③避難時の安全確保

- ア 余震の発生、周囲の混乱や落下物、塀や建物の倒壊による道路閉塞など様々な危険が想定されることから、周囲を良く確認し安全な避難に努める。
- イ できるだけ、近隣の人たちと集団で協力しながら避難する。
- ウ 可能な限り、準備しておいた非常用の生活用品や持出し品を持参して避難する。
- エ 通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切ってから避難する。

④自宅における被災生活

- ア 各家庭で準備した食料・水・生活必需品を活用して生活する。
- イ 食料・飲料水の供給やトイレの使用等が必要な場合は、災害時在宅生活支援施設を活用する。
- ウ 利用可能な物は再利用に努め、極力ごみの排出を抑制する。
- エ 停電時に外出する際には、通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切ってから外出する。

2. 地域による応急対策の実施

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班）	○自主防災組織等の初動態勢 ○地域の共助への支援
市民・地域	○自主防災組織等による活動

2-2. 詳細な取組内容

（1）自主防災組織等の初動態勢（地域支援班、自主防、住協、事業所）

大地震が発生した場合は、自主防災組織をはじめとする各地域の住民、事業所等においては、各自が自助に向け全力で取り組むとともに、共助に向け次の措置を取り、初動態勢の確立を図る。

①各家庭及び近隣における初動活動

ア 二次災害の防止及び情報収集

自助に成功した後、周囲の安全を確認するとともに、余震等による二次災害に備えながら、ラジオや防災無線等において地震の震度、市内の状況等、情報把握に努める。

イ 安否確認・救助活動

隣近所の被害状況を把握し、隣近所の住人の安否確認、必要があれば救助資機（器）材（救助工具セット・車の工具セット等）を活用して救助活動を行う。ただし、一般の住民では、安否確認や救助が難しい場合は、市、警察署、消防署、消防団、自主防災組織本部のいずれかに救助等の要請を行う。

ウ 初期消火活動

近隣で火災が発生した場合は、周囲の住民及び消防署又は消防団に知らせるとともに、周囲の住民と協力して、消火器、バケツリレー等により初期消火活動を行う。

エ 避難

近隣で火災が発生し、延焼拡大のおそれがあるときは、近くの一時的避難場所又は広域避難場所に避難する。避難の際は、決められた一時集合場所等に集合した後、集団避難を心がける。また、通電火災の防止のため、避難の際には電気のブレーカーを落として避難する。

②各自主防災組織本部の活動

ア 各コミュニティ・センターへの参集・本部の立ち上げ

市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ決められた自主防災組織や住民協議会の役員及び各コミュニティ・センターの職員は、各コミュニティ・センターに参集し、災害対策上の地域の活動拠点（地域拠点）となる自主防災組織本部を立ち上げる。

イ 施設の被害状況調査

コミュニティ・センター施設の被害状況を調査し、使用できるかどうかを判断する。専門家の判断が必要な場合は、市へ応急危険度判定の実施要請を行う。

ウ 市災害対策本部との通信（連絡）の確保

防災行政 MCA 無線、電話（携帯電話、災害時優先電話）等により、市本部との通信の確保を図るとともに、参集状況、施設の被災状況等を市本部に連絡する。また、これらの通信が確保できない場合は、自主防災組織本部から市本部あてに情報連絡員を派遣する。

エ 地域の被害状況等の把握と連絡

各自主防災組織本部への参集者からの情報のほか、地域内の被害状況等を調査し、地域内の火災、建物の倒壊状況、市民の避難動向等、地域内の被害状況の把握を進め、市本部に通信連絡を行う。また、状況によっては、警察署、消防署、消防団等への出動要請等を市本部に行う。

オ 救出救助活動及び消火活動の実施

自主防災組織は、地域内に配備している救助工具セットや自家用車の工具等を活用して、救出救助活動を行う。また、火災が発生している場合は、可搬ポンプ又はスタンドパイプを用いて、消火栓等を使用した消火活動を実施する。

③地域内学校拠点への人員配置と情報連絡

市立の小中学校、都立三鷹中等教育学校、国際基督教大学、ルーテル学院大学及び明星学園小中学校は、地域拠点であるコミュニティ・センターとともに被災市民のための市の防災拠点に指定されており、校庭等オープンスペースは避難場所、体育館及び指定された教室等は避難所として使用することになっている。

従って、自主防災組織本部は、小中学校の校門の開放、地域内の各学校拠点の被災状況や避難者の状況の把握等のため、地域内の消防団詰所から校門の鍵を預かり、それぞれの学校拠点に必要人員を派遣し配置態勢をとり、地域内の防災拠点間の情報連絡態勢を確立する。

④地域内住民への情報提供

地域拠点で得た情報のうち、地域内に周知が必要な情報については、地域内の掲示板、回覧板などを活用して市民への情報提供を行う。

（2）地域の共助への支援（地域支援班）

市本部では、コミュニティ・センターを地域の共助の活動拠点と位置づけ、被災した市民の救出救助活動のほか、救援・救護活動上の重要な施設とし、市職員の派遣等により密接な連携態勢をとって応急対策を実施する。また、住民協議会職員についても、地域の共助のための応急対策に協力する。

①地域拠点との情報連絡態勢

地域拠点となる施設の被害状況や市民の避難の状況、また市本部の活動方針など必要な情報の共有化を図るため、①電話回線（災害時優先電話、携帯電話）、②防災行政 MCA 無線、③インターネット通信、④人による伝令等、あらゆる可能な手段を活用し情報連絡態勢を構築する。

②職員態勢

ア 住民協議会職員

勤務時間内に市内に震度5強以上の地震が発生した場合、住民協議会職員は、そのまま災害対策要員として来館市民の安全確保、施設の被害状況調査、市本部との通信連絡、自主防災組織本部の開設準備等にあたる。

また、勤務時間外に市内に震度5強以上の地震が発生した場合は、ただちに各コミュニティ・センターに参集し初動業務に従事する。

イ 市職員

市本部は、本部長の指示により、地域支援班の職員を中心に各コミュニティ・センターに職員を派遣し、自主防災組織本部の支援等、地域の共助の支援を行う。

③活動資機(器)材等

地域内の応急対策活動に必要な資機(器)材や非常食料等については、地域内の防災倉庫から供出して使用することとし、不足が生じる場合は、市本部の指示を受けて、近くの本部倉庫から供出する。地域内の資機(器)材の配分が必要な場合には、自主防災組織本部において配分を決定する。

市本部は、市内の備蓄倉庫の資機(器)材等が不足する場合には、災害時応援協定締結団体等からの支援を受け、或いは救援物資の中から必要な資機(器)材等を地域拠点等に搬送し、地域の共助の支援を行う。

3. 事業所による応急対策の実施

3-1. 詳細な取組内容

(1)事業所による応急対策の実施(事業所)

- ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- イ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- ウ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- エ 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- オ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- カ 初期消火で対応しきれない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

[別冊]

- ・資料 0101 「三鷹市自主防災組織連絡会要綱」

